

測量・調査・設計業務における 業務環境の改善に関する取り組みの推進

(前) 国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室 課長補佐 ひら い 平井 しんいち 親一

1. はじめに

測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で重要な役割を担っています。その役割を果たすための受発注者の取り組みの一つとして、働き方改革への対応が必要となります。

現状の測量・調査・設計業務の実施状況をみると、第4四半期に履行期限が集中する傾向にあり、受発注者ともに大きな負担となっています。また、業務が集中することにより、不具合が発生する可能性も高くなることから、業務実施時期を平準化させることにより、成果の品質確保や業務環境の改善を図る必要があります。

平成30年6月に成立した改正労働基準法により、時間外労働規制が見直され、労働時間は原則として1日8時間・1週間40時間以内（36協定を結んだ場合、時間外労働の上限は月45時間かつ年360時間）となり、違反に対して、雇用主に6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が定められています。改正に伴う適用時期は、大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月からとなっています。

国土交通省では、これらの状況を踏まえ、毎年度、業務の履行状況等の各種調査を実施し、業務

成果の品質確保や業務環境の改善に資する取り組みを進めているところです。

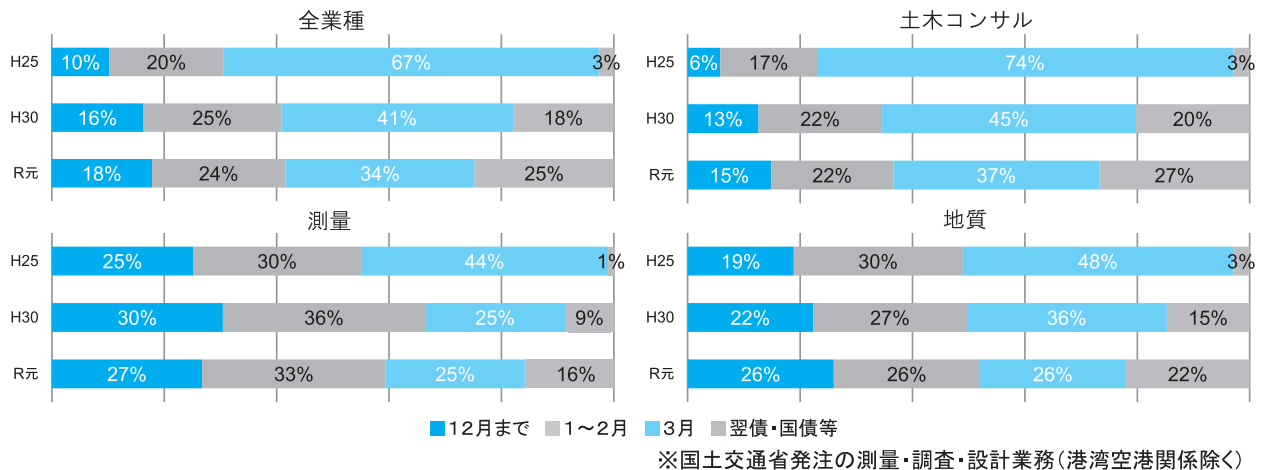
本稿では、国土交通省における取り組みの一部について紹介します。

2. 履行期限の平準化について

令和元年6月から施行された改正品確法において、労働時間その他の労働条件等について配慮することが受発注者共通の基本理念であり、発注者の責務として、地域における公共工事等の実施時期の平準化を図ることが定められているところです。

そこで国土交通省では、3月に集中している納期の山を他の期間に分散させる業務サイクルの見直し検討を引き続き実施し、建設生産プロセス全体で平準化を図ることとしています。業務サイクルの見直し検討に当たっては、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、年内納期とする早期発注や国債・翌債の活用等により、適正な履行期間を確保した上で、公告時期から履行期限までを考慮した四半期毎の発注計画を作成し、計画に基づいた業務発注に努めることとしています。

また、当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率は中長期的には上半期50%、下半期50%を目指すこととし、令和3年度以降の当面の目標を



図－1 履行期限の状況

以下の数値を目安に各地方整備局等で設定し、達成に努めることとしています。図－1に上記目標に対する平成25～令和元年度までの状況を示します。

- ・第1四半期 10%以上
 - ・第2四半期 10%以上
 - ・第3四半期 20%以上
 - ・第4四半期 35%以下
- (翌債・国債等 25%以上)

全業務でみると、履行期限が第4四半期の割合が約87%から約58%まで減少していますが、当面の目標値である35%以下を達成できていない状況にあります。当面の目標値を達成するため、引き続き以下の諸施策を講じていきます。

- ・繰越制度（翌債）の活用
- ・適切な履行期限の延伸（繰越制度（明許）の活用）
- ・適正な履行期間を確保するための早期発注や国債の活用

3. 運用指針調査について

公共工事に関する測量・調査・設計業務は、令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、広く法律の対象として位置付けられています。

同法に規定する発注者等の責務等を踏まえ、発

注関係事務が適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の運用に関する指針が定められており、国土交通省では同指針に基づいて発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査し、結果をとりまとめて公表することとしています。

同指針に基づいて実施した調査等の結果をとりまとめ、令和元年10月に初めて公表しました。調査の概要は以下に示すとおりです。

〔調査対象となる公共工事の発注者〕

国（19機関）、特殊法人等（125法人）
地方公共団体（47都道府県、20指定都市、1,721市区町村）

〔調査対象時点〕

令和元年11月1日現在
(一部の項目は平成30年度末時点)

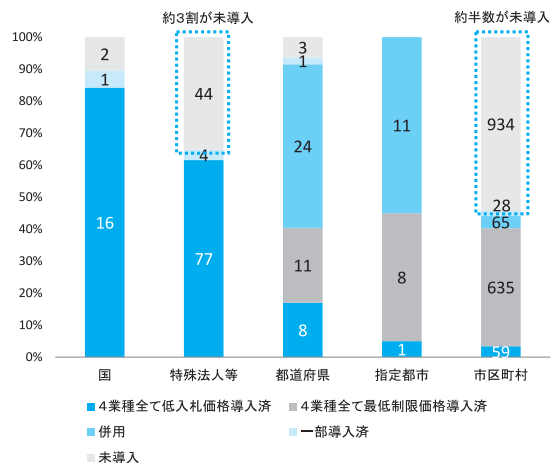
〔調査内容（主な項目）〕

- 1) 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の導入状況
- 2) 履行期間の平準化・履行期限の分散
- 3) 入札契約方式の選択・活用（プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用）

〔調査結果（主な項目）〕

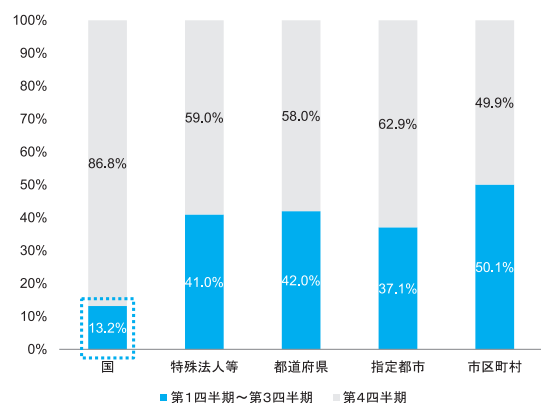
- ・ダンピング対策については、特殊法人等では約3割、市区町村では約半数が未導入。
- ・履行時期の平準化については、国の業務は8割以上が第4四半期に履行期限が集中。
- ・プロポーザル方式は、国、特殊法人等、都道

業務に関するダンピング対策の状況



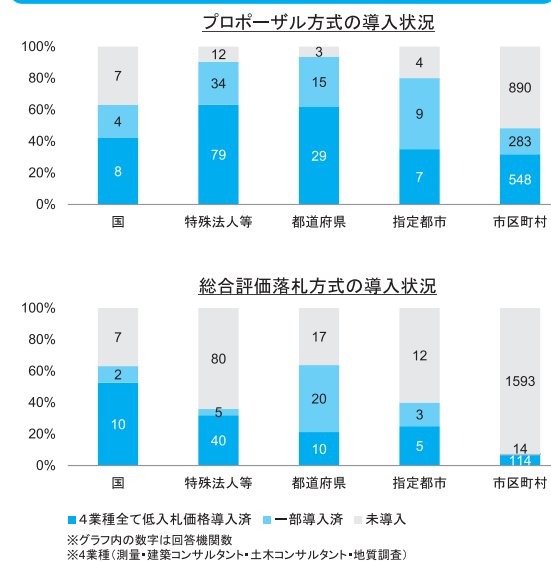
※グラフ内の数字は回答機関数
※4業種(測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・地質調査)

業務に関する履行時期の平準化の状況



※グラフ内の割合は各業種ごとの平成30年度発注総計に占める第1四半期～第3四半期と第4四半期の割合
※4業種(測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・地質調査)

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入状況



図－2 令和元年度 運用調査結果より

府県、指定都市、市区町村のいずれにおいても、概ね半数以上で導入済。特に特殊法人と都道府県・指定都市では、多くの発注者が導入済。他方で、総合評価落札方式は、相対的に導入が進んでいない状況（図－2）。

今後も引き続き調査を継続し、全国の地域ブロック発注者協議会や監理課長等会議等を通じて、調査結果を共有し、発注関係事務の改善に向けた更なる取り組みの参考に活用いただく予定です。

なお、今回掲載したグラフの内訳などの関連資料は国土交通省ホームページの以下の URL にてご覧になれます（https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000073.html）。

4. 新・全国統一指標について

運用指針調査と同様に、改正品確法の理念を実現するため、昨年5月に新・全国統一指標を決定し、全国の地域ブロック発注者協議会での審議を踏まえ、本年1月に新・全国統一指標の基準値及び目標値を決定しています（図－3）。

本指標については、毎年フォローアップしていくとともに、令和6年度の本目標値の達成に向け、施工時期の平準化や適正な工期設定等、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や業務環境改善に取り組んでいくこととしています。測量・調査・設計業務における指標は以下に示すとおりです。

◆測量・調査・設計業務

① 地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・指定都市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・指定都市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

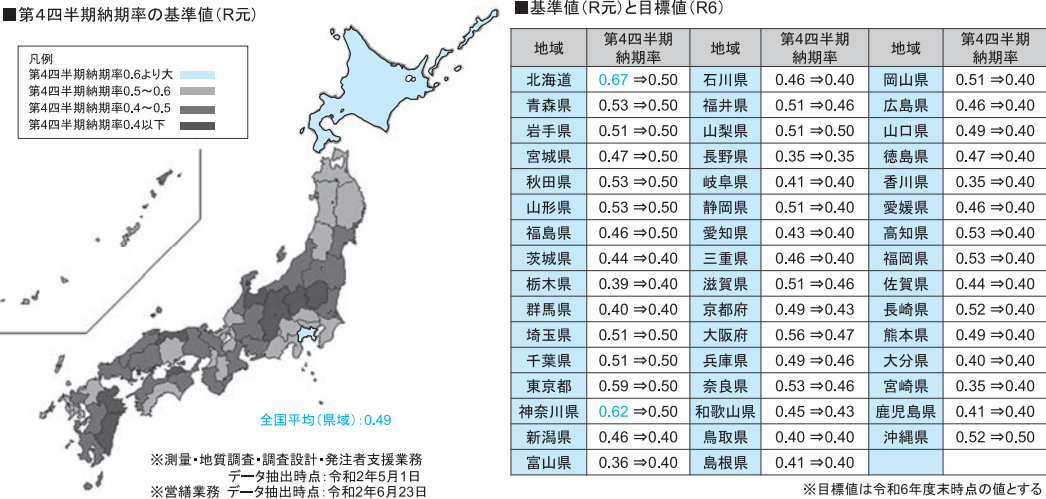
※これらに加え、地域独自の指標も地域ごとに設定されています。

【業務】地域平準化率(第4四半期納期率)(県域単位※)

第4四半期納期率(件数) = $\frac{\text{第4四半期[1~3月]に完了する業務件数}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$

※県域単位: 各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を
足し合わせて算出

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設
情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システ
ム(PUBDIS)に登録された業務
稼働件数: 当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にもわたる業務を含む)



【業務】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(県域単位※)

実施率(件数) = $\frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注業務件数)}}$

※県域単位: 各都道府県管内の都道府県、政令市発注の
対象業務を足し合わせて算出

「業務に関する運用指針調査」データを活用
対象業務: 土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント

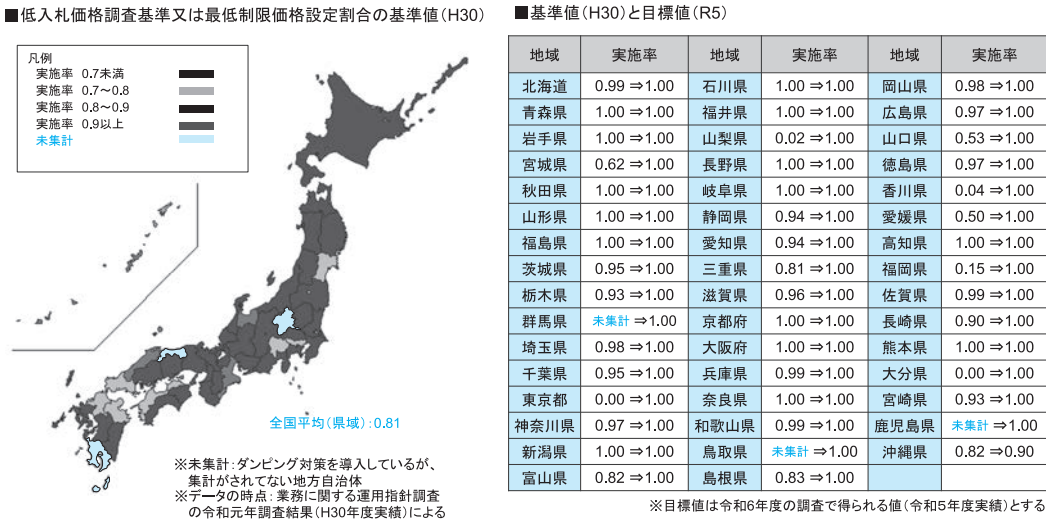


図-3 新・全国統一指標の基準値及び目標値(測量・調査・設計業務)

5. おわりに

国土交通省では、引き続き測量・調査・設計業

務における業務環境の改善に向けた取り組みを推進するとともに、意見交換等を通じて、業界団体等における業務環境の改善に関する取り組みを促進してまいります。